

特定創業支援等事業(豊後大野市)

- 創業に必要な4つの知識(経営・財務・人材育成・販路拡大)が身につく創業支援 ※豊後大野市が国に認定された支援に限る。
- 1ヶ月以上かつ全4回以上の支援を受け要件を満たした方は、受講証明書の発行を受けることができます。
- 交付された受講証明書を使用して、さまざまな優遇措置を受けることができます。
- 受講の証明書の発行対象者は、これから事業を営む個人・事業開始後5年を経過していない個人事業主または法人代表者。

01 個別創業相談

1ヶ月以上継続した全4回以上の個別創業支援
(支援機関: 豊後大野市商工会・cocomio)

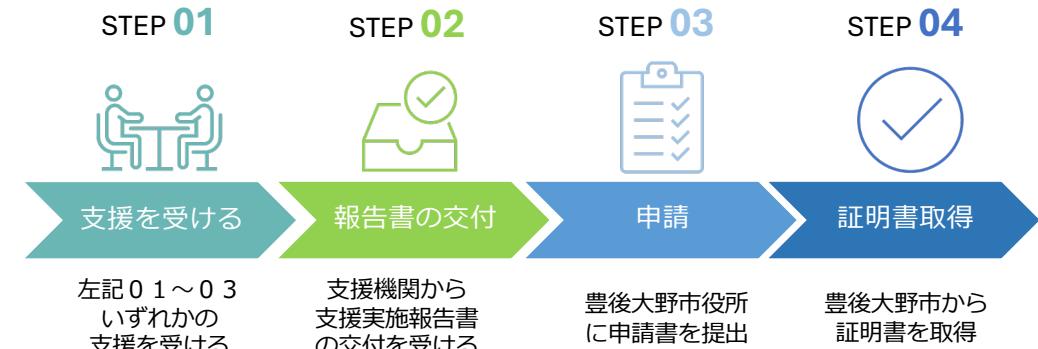
02 cocomioローカルビジネススクール

地方で事業を継続するための知識を学ぶセミナー(全4回)
(支援機関: cocomio)

03 創業準備ロングランセミナー

創業準備や事業成長に必要な知識を学ぶセミナー(全4回)
(支援機関: おおいたスタートアップセンター)

受講証明書 発行手続きの流れ



受けとることのできる優遇措置

(1) 登録免許税の軽減措置 (窓口) 法務局 竹田支局

設立形態	通常の税率	軽減措置適応後の税率
株式会社	資本金額×0.7% ※15万円に満たないときは、1件につき15万円	資本金額×0.35% ※7.5万円に満たないときは、1件につき7.5万円
合同会社	資本金額×0.7% ※6万円に満たないときは、1件につき6万円	資本金額×0.35% ※3万円に満たないときは、1件につき3万円

(2) 創業関連保証での優遇措置 (窓口) 銀行・信用組合

大分県信用保証協会の創業関連保証(※)について
事業開始6か月前(通常事業開始2か月前)から利用可能となる。
(※) 保証限度額3,500万円、創業を予定されている方や創業後5年未満の
法人等が事業に必要とする資金を支援する保証制度。(融資)
大分県信用保証協会および銀行・信用組合の審査を要す。

(3) 日本政策金融公庫の融資制度での優遇 (窓口) 商工会

新規開業・スタートアップ支援資金(※)について
特別利率(基本金利▲0.4%)が適用される。
(※) 新たに事業を始める方または事業開始後
おおむね7年以内の方を対象とした融資制度。
日本政策金融公庫の審査を要す。



(4) 持続化補助金<創業型>の申請対象 (窓口) 商工会

創業後3年以内の小規模事業者の販路開拓等の取組を支援する
持続化補助金<創業型>(※)の申請対象になる。
(※) 補助上限: 200万円、補助率2/3
特定創業支援等事業による支援を受けた日および開業日が
公募締切日から起算して過去3か年以内の事業者が対象



関連リンク

市HP

cocomio

豊後大野市
商工会

スタートアップ
センター



お問合せ先

豊後大野市役所

商工観光課 経済振興係

TEL: 0974-22-1127

Mail: st1603@city.bungoono.jg.jp